

○ 平成十八年金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで、第三十七号及び第四十二号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで及び第三十七号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する</p>

一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条において同じ。）に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三 告示第一条第三十七号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第五十三条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第一条第四十二号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取

法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第一条第三十七号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十三条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

（新設）

引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで、第二十六号及び第三十一号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第五十四条第五項に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで及び第二十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十四条第五項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第二条第三十一号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任

契約の締結の代理又は媒介

第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

（新設）